

< 令和2年度個人情報法改正への対応 >

項目	構成員からの主な意見等
個人データの開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法で求められる事業者側からの電磁的記録の形式による開示は現行指針ではカバーされていない。 ・開示方法について、情報銀行自身がどのような形式で開示のデータを返すのかは、もう少し具体的に書いてもいい。
漏えい等報告	<ul style="list-style-type: none"> ・金融分野ガイドラインは今回の改正前から漏えい報告を義務づけしており、今回の改正を受けて上積みの内容も出てくることから、参考にするとよい。
仮名加工情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「仮名加工情報」につき、情報銀行内での目的外利用をしてもよいと考えるのであれば、指針上、「仮名加工情報」として目的外利用することも含め個人から同意を取ることとすべき。 ・情報銀行が包括同意を取る際、その中で「仮名加工情報」として利用することを提示しておく、情報銀行として消費者への説明を果たすことにつながる。 ・これまでの情報銀行認定制度は、提供元から受け取ったデータを正しい提供先を選定して提供するということを想定していたので、情報銀行から出ていかないものを扱うべきかは問題。
個人関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば情報銀行が用いる3rd Party Cookieとひもづける形でDMPから視聴履歴などを取得し、情報銀行が持つ個人情報と突合する場合、Cookieと情報銀行のサービスのいずれで同意を取るのか等、同意が併存する場合の整理も問題。 ・情報銀行が「個人関連情報」を取得する場合、本人から同意を取得する義務という個人情報法の規律に加え、どのような事業者からその「個人関連情報」を収集するのか（提供元の明示）についてまで規定してはどうか。 ・現行指針上、情報銀行は情報を個人データとして預かっているので、情報銀行自体が「個人関連情報」をその事業として取り扱うことはないのではないか。情報銀行が別の事業の中で「個人関連情報」を持っているということはある。 ・今回「個人関連情報」が定義されたことを受け、これも情報銀行の取り扱う範囲に入れていくべき。 ・「仮名加工情報」と同様、情報銀行のビジネスモデルとの関係で取扱いにつき検討すべき。

項目	構成員からの主な意見等
越境移転	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の第三者に対する個人データの提供に関し、情報銀行の提供先の事業者が海外のクラウドを用いているかについて、情報銀行として確認すべきかもしれない。 ・提供先となる外国についての情報の開示範囲の拡充はかなり重い義務になる可能性がある。越境移転においては、情報提供以外の方法で何らかの規律を追加するほうが合理的。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データ取扱いの委託につき、個人情報ガイドラインの記載は規制的なものというより、委託として情報銀行側で同意を得て提供元からデータを受け取り、委託先として突合できることを明らかにした等、積極的な意義がある。

<プロファイリング>

項目	構成員からの主な意見等
「第19回検討会における主な意見」 (総務省)について	<ul style="list-style-type: none"> ・協調フィルタリング等において、AIの処理の中、パラメータの分岐でレコメンドが発生しているのだが、明確なプロファイルは発生していないので、それを人間が検知するのは難しい。このような観点からも、一般的プロファイリングに要配慮プロファイリングが紛れ込むことを回避するのは、民間事業者からすると難しい。 ・禁止カテゴリー作成の根拠について、要配慮プロファイリングに着目する考え方は、プライバシー保護から来ている。プライバシーは、個人のためだけではなく、民主主義といった社会的な利益のためにも守られてきたのであり、個人的利益および社会的利益に対するリスクの大きさ等の観点から禁止カテゴリーを具体的に議論していく必要がある。

項目	構成員からの主な意見等
<p>「プロファイリングに関する審査の在り方と課題」 (IT連) について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データのミニマイゼーションは重要だが評価が難しい。Target社の事例では、購買履歴から次の購入商品を予測したら、偶然妊娠という機微な事項が予測され、要配慮プロファイリングが発生しており、過剰なひもづけとは異なる。 ・プロファイリングについては、セグメントがリストとして切り出されており、そのリストが残っているイメージがあったが、ターゲティングと地続きの形で、必ずしも切り出せない場合もあると感じた。実態として、どこかの時点でセグメントを切り出して、そのリストが残るといふ形であれば、そのリストに乗っている対象の類型が一定の「属性」ということになる。 ・Target社の事案で、仮に「ベビー用品のクーポン券を送るべき人たち」というラベルが貼られてリストができていのであれば、たとえ「妊娠している人たち」というラベルが直接貼られていないとしても、その切り出しの作業は、ターゲティングの目的から見て「要配慮プロファイリング」といえるのではないか。 ・情報銀行がある情報を提供先に渡す際、他のデータとの組合せによりプロファイリングをすることが予見できる場合、その可能性を本人に伝えたり、提供先に禁止させたりなど、情報銀行に何らか措置をとらせることが考えられる。 ・「不当な差別や偏見、その他の不利益を生じる可能性がないかを確認する」との箇所につき、何が不当な差別や偏見等は時代や社会によっても変わり、アンコンシャス・バイアスにより不当な差別や偏見と気づかないケースもある。 ・プロファイリングによる本人のリスクの記載が、個人の感覚のような内容である。問題となるのが意思決定なのか、権利侵害なのか等を明らかにしてリスクを判断すべき。 ・AI規則でも、Cognitive libertyなど、サブリミナルのような、認知プロセスに入り込み意思形成過程をゆがめ、操作することを問題視している。細かくセグメントが切られてターゲティングされる場合、vulnerabilityを利用してつけ込み、意思決定へ介入するリスクも存在する。民主主義、選挙の公正に対する影響もリスクとして考えておくべき。

項目	構成員からの主な意見等
<p>「情報銀行認定事業者としての取組みと情報銀行事業におけるプロファイリングの取扱い」(J.Score)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ある情報につき、プロファイリングに該当する・しないと情報単位で定義するのは難しい。情報単位でプロファイリングへの該当性を絞っていくことは、いろいろなビジネスの展開の阻害にもつながりうる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・AIスコア自体は個人情報保護法上の要配慮個人情報ではないとしても、それを推知するプロファイリングを「要配慮プロファイリング」として、一定の注意を行っていく必要はあると考えられ、今回のケースはそれに当たる可能性もある。J.Scoreの中ではレンディングという返済可能性をみるとしても、提供先次第でスコアが独り歩きし得る。
	<p>【以下参考】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・J.ScoreにおけるAIスコア提供先の選定基準の「不当な差別、不利益を生じる懸念のある企業の回避」について、利用する目的が不当な差別等に繋がらないことが重要。具体的には「本人の努力と関係しない理由でサービスから排除」、「結婚、進学、就職等の重大なライフイベントの判定に使用」、「通信、交通、病院等の生活インフラの提供を拒絶」等の利用目的の場合にはAIスコアを提供しない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・AIスコアのレンディングに関する仕組みを説明することと情報銀行における個人の情報コントロールのバランスに関して、J.Scoreでは、AIスコア変動の仕組みは審査ロジックに直結するため、不正防止の観点からも開示していない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・J.ScoreにおけるAIスコアの説明変数は因果関係等も含めて精査されているのかとの点につき、投入されるデータの組合せを含めた効き具合や各項目のAIスコアへの反映のされ方は点検しており、意図しない形でモデルに展開されていないことは事後的にも確認している。利用者からの問い合わせなどをモニタリングしながら、正しく運用されているか、サイクルを回すことが重要。
<ul style="list-style-type: none"> ・J.Scoreでは、スコアの流通には特に留意し、提供先を現段階ではかなり制限しており、認定上求められる情報管理体制に加えて、レピュテーションリスクを共有できる企業に限定している。また、利用者が同意する利用目的や、事後の変更については事前にJ.Scoreの承認を得ることとし、事後のモニタリングにより問題があった場合には立入りで提供先での取扱状況について確認する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる人権デューデリジェンスの観点については、実務への落とし込みは重要であり、J.Scoreにおいても今後レベルアップしていく課題。現状は、AI活用ポリシーを制定し、時勢に応じた改定の必要性についてAI倫理審査会で議論することに加えて、毎年の社内研修で全社員に対して徹底させて実効性を上げている。 	